（地方公営企業法の一部改正）

第十二条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第三十九条第一項中「第一項第六号、第三項及び」を「第一項第四号及び第六号、第三項並びに」に、「第二十三条」を「第二十三条の四」に改め、「、第四十条第二項」を削り、「及び第五十八条」を「、第五十八条」に改め、「労働基準法」の下に「（昭和二十二年法律第四十九号）」を、「船員法」の下に「（昭和二十二年法律第百号）」を、「）」を除く。）」の下に「及び第五十八条の三」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　企業職員に対する地方公務員法第八条第一項第四号の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。

（警察法の一部改正）

第十三条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二の次に次の一条を加える。

（特定地方警務官に係る地方公務員法の適用の特例）

第五十六条の三　特定地方警務官は、地方公務員法第八条第一項（第四号に係る部分に限る。）、第三章第六節の二（第三十八条の二第二項及び第三項を除く。）、第六十条（第四号から第八号までに係る部分に限る。）及び第六十三条から第六十五条までの規定の適用については、同法第四条第一項に規定する職員（以下この条において単に「職員」という。）とみなす。この場合において、同法第八条第一項第四号中「人事行政の運営」とあるのは「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の三の規定により職員とみなされる同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）の退職管理」と、「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」と、同法第三十八条の二第一項中「退職手当通算法人の地位に就いている者」とあるのは「退職手当通算法人の地位に就いている者（特定地方警務官であつた者にあつては、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第四項に規定する退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて同条第三項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者）」と、同条第六項第六号中「任命権者」とあるのは「任命権者（再就職者が特定地方警務官であつた者である場合にあつては、都道府県公安委員会）」と、同法第三十八条の三から第三十八条の五までの規定（見出しを含む。）中「任命権者」とあるのは「都道府県公安委員会」とするほか、職員とみなされる特定地方警務官に対する同法第六十三条第一号及び第二号の規定の適用については、同条第一号中「若しくは当該役職員」とあるのは「又は当該役職員」と、「行為、又は営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為」とあるのは「行為」と、同号及び同条第二号中「離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは」とあるのは「他の役職員をその離職後に、又は」と、「若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し」とあるのは「又はその子法人の地位に就かせることを要求し」とする。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十四条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出し中「身分取扱」を「身分取扱い」に改め、同条中「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、「任免」の下に「、人事評価」を、「服務」の下に「、退職管理」を加え、「身分取扱」を「身分取扱い」に、「特別の定め」を「特別の定」に改める。

第三十五条の見出し中「身分取扱」を「身分取扱い」に改め、同条中「任免」の下に「、人事評価」を、「服務」の下に「、退職管理」を加え、「身分取扱」を「身分取扱い」に、「特別の定め」を「特別の定」に改める。

第四十条中「、第四十六条」を削る。

第四十二条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第四十四条を次のように改める。

（人事評価）

第四十四条　県費負担教職員の人事評価は、地方公務員法第二十三条の二第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四十七条第一項中「に読み替えるものとする」を「とする」に改め、同項の表第三十八条の項中「第三十八条」の下に「、第三十八条の二第六項第六号、第三十八条の三（見出しを含む。）、第三十八条の四（見出しを含む。）並びに第三十八条の五の見出し及び同条第一項」を加える。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十六条の規定により施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十四条の規定にかかわらず、同条に規定する市町村委員会は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正）

第十六条　大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第一号中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第十七条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の一条を加える。

（地方公務員法の適用に関する特例）

第五十六条の二　合併特例区の職員に対する地方公務員法第三章第六節の二及び第五章の規定の適用については、同法第三十八条の二第一項中「人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則」とあるのは「合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）の人事委員会規則（人事委員会を置かない合併市町村においては、合併市町村の規則）をいう」と、同条第七項中「人事委員会規則」とあるのは「合併市町村の人事委員会規則」と、「人事委員会又は」とあるのは「合併市町村の人事委員会又は」と、同条第八項中「地方公共団体は」とあるのは「合併市町村は」と、「その組織」とあるのは「その合併特例区の組織」と、同法第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項中「人事委員会」とあるのは「合併市町村の人事委員会」と、同法第三十八条の六第一項中「地方公共団体は」とあるのは「合併特例区又は合併市町村は」と、同条第二項中「地方公共団体」とあるのは「合併市町村」と、同法第六十条第七号中「条例を定めている地方公共団体」とあるのは「合併市町村が条例を定めている場合における当該合併特例区」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久